

保険医療機関 様

兵庫県国民健康保険団体連合会

氷上郡6町合併に伴う診療報酬請求書等の取扱いについて（通知）

本会の業務運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成16年11月1日付けで氷上郡6町（柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町）が合併し、「丹波市」が発足したことに伴い、保険医療機関が本会へ請求する際の標記診療報酬請求書等提出方法について、下記のとおり取扱いますのでよろしくお願いいたします。

記

- 1 総括票の取扱い
様式については、当分の間は現行の様式を使用し、旧町名を丹波市と読み替えます。ただし、保険医療機関が独自に印刷等を行う場合は、市部欄の最後尾に「丹波市」を表示してください。
- 2 診療報酬明細書の取扱い
国保一般、国保退職（67）、老人保健（27）、福祉医療（41・80・82・85）の各番号につきましては、平成17年3月診療分まで旧町番号（旧6町それぞれの番号）で請求してください。ただし、平成17年4月診療分からは、新番号（旧柏原町の番号）で請求してください。
- 3 診療報酬請求書の取扱い
 - (1) 保険者名欄
平成16年12月請求分（10月診療以前の月遅れ請求分を含む。）から「丹波市」で請求（請求書は旧6町の保険者番号別に作成）してください。
 - (2) 保険者番号等欄
平成17年4月請求分までは、旧町番号（旧6町それぞれの番号）で請求してください。ただし、平成17年5月請求分からは、新番号（旧柏原町の番号）で請求してください。
 - (3) 平成17年5月請求分以降に係る月遅れ分の請求について
月遅れ分の診療報酬明細書は、当月分と併せて請求し、診療報酬請求書は1枚（保険者番号「2807351」）としてください。この場合の診療報酬明細書は、混入（返戻）扱いはしません。
- 4 社保福祉医療費請求書の取扱い
 - (1) 請求先欄
平成16年12月請求分（10月診療以前の月遅れ請求分を含む。）から「丹波市」で請求（社保福祉医療費請求書は旧6町の公費負担者番号別に作成）してください。
 - (2) 公費負担者番号欄
平成17年4月請求分までは、旧町公費負担者番号（旧6町それぞれの公費負担者番号）で請求してください。（混入がある場合、返戻（抹消）扱いとはしません。）ただし、平成17年5月請求分からは、新番号（旧柏原町の公費負担者番号）で請求してください。
 - (3) 平成17年5月請求分以降に係る月遅れ分の請求について
月遅れ分は、当月分と併せて請求し、福祉医療費請求書は1枚（旧柏原町の公費負担者番号）としてください。この場合の混在する公費負担者番号は返戻（抹消）扱いとはしません。

<担当者>業務管理部管理課管理係（西畑）
TEL (078) 332-5633（直通）